

重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律 (気候変動等対応品種法) に基づく基本方針 (案) について

参考資料

令和 8 年 9 月
農林水産省

目 次

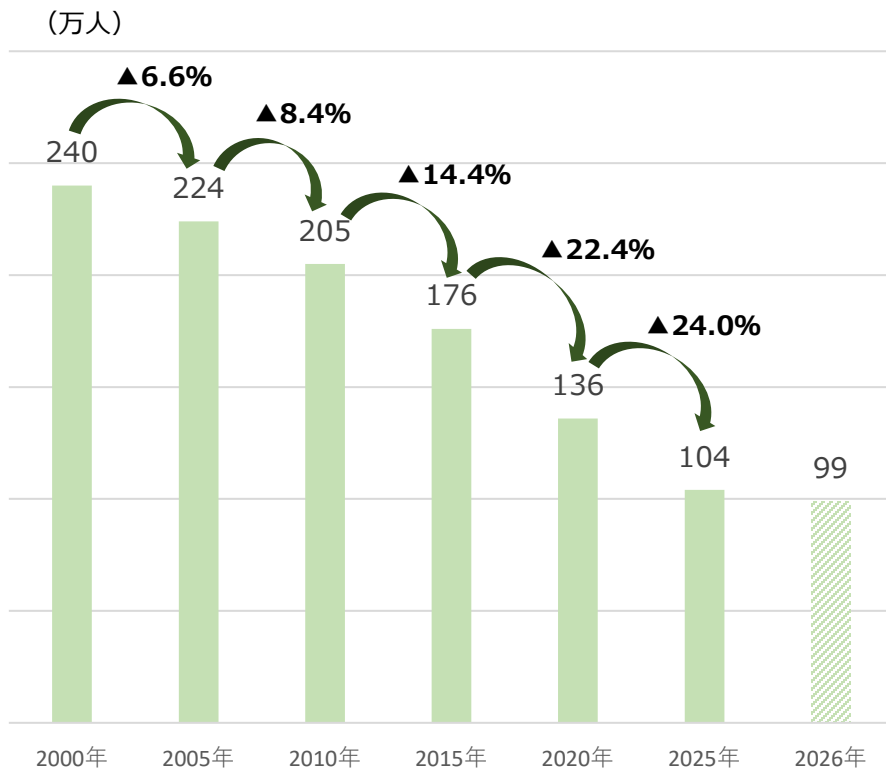
○現状・課題	 P 2
○気候変動等対応品種法の概要	 P 7
・重要品種について	 P 8
・重要品種育成事業について	 P 9
・都道府県基本計画・重要品種種苗生産事業活動計画について	 P 15
○今後のスケジュール	 P 22
○附帯決議	 P 23
○参考資料	 P 25

現状・課題

農業をめぐる情勢の変化 ①

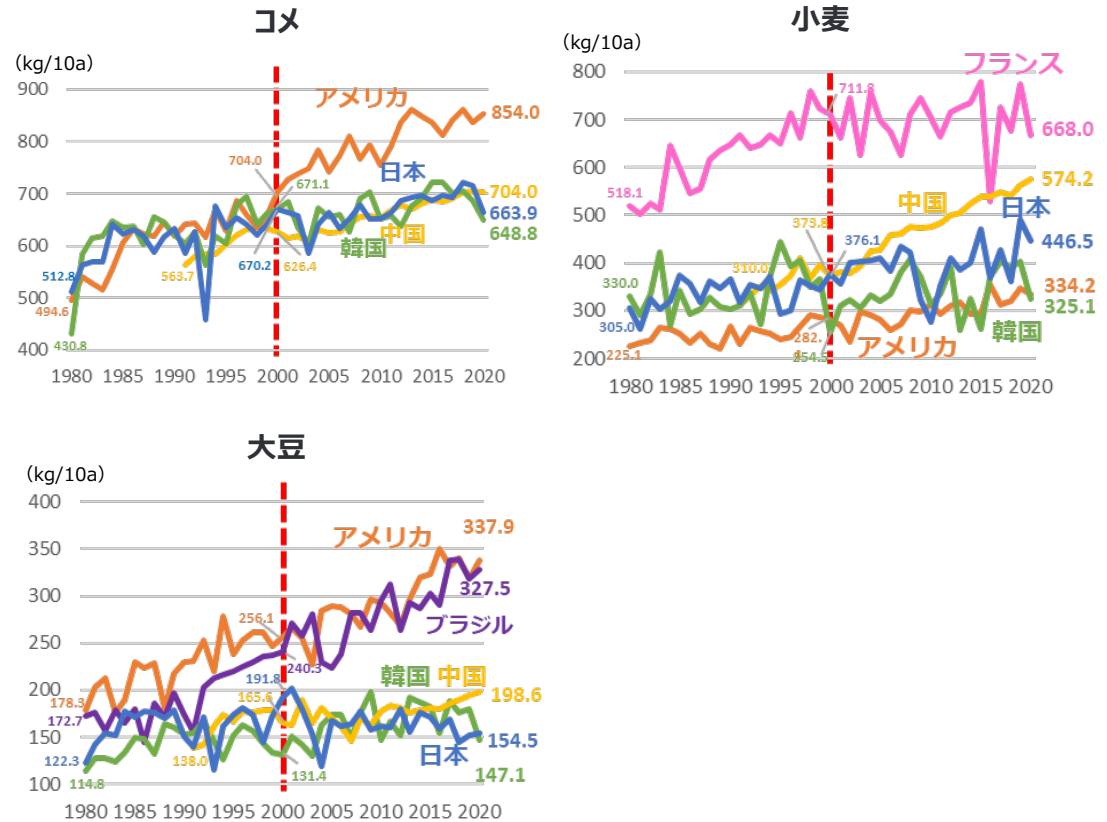
- 基幹的農業従事者は、2000年の240万人から2026年には99万人に減少している。今後も大幅に減少することが見込まれる。
- 農作物の単収については、諸外国に比して高いとはいえない状況。食料の安定供給の確保のためには、各品目において、生産性の向上が必要。

基幹的農業従事者数の推移



資料：農林水産省「農林業センサス」、2026年は農林水産省「令和8年農業構造動態調査」
 注：基幹的農業従事者とは、15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者（雇用者は含まない）。
 2010年までは販売農家の数値であり、2015年以降は個人経営体の数値。

諸外国との単収の比較



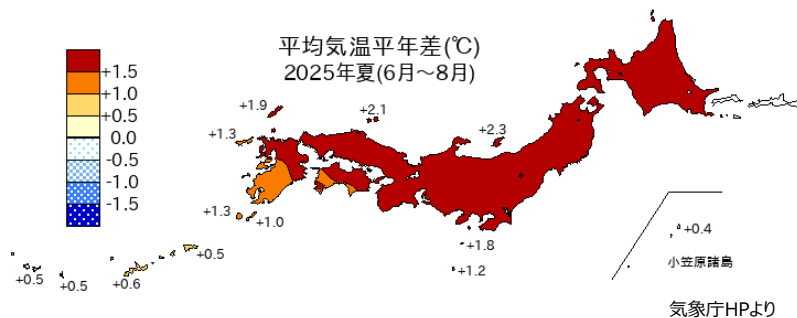
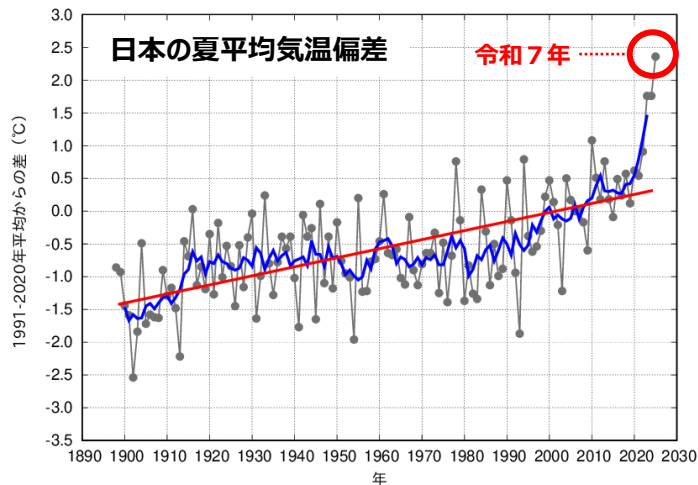
資料：FAOSTATより農林水産省にて作成

農業をめぐる情勢の変化 ②

- 日本の年平均気温は、100年あたり1.40℃の割合で年々上昇。令和7年夏の平均気温は、観測史上過去最高。
- 気候変動の影響による農作物の品質や収量の低下が全国的に生じている中、気候変動に対応した新品種の育成・普及を加速する必要。

深刻化する地球温暖化

令和7年夏の日本全体の平均気温偏差は+2.36℃で、統計開始以降、過去最高の高温となった。



農業分野への気候変動の影響

想定を上回る気温の上昇により、生育障害や、多雨による湿害、病虫害による被害が発生し、品質や収量が低下。



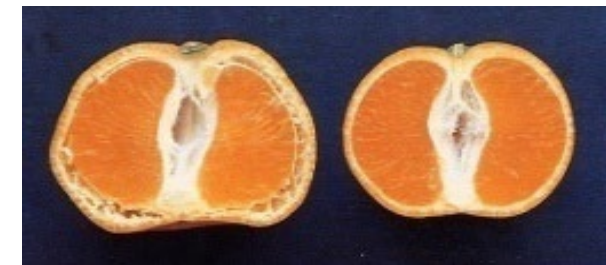
水稻

高温による白未熟粒（米の白濁化）の発生により、等級が低下



ぶどう

高温による着色不良の発生（左）



みかん

高温、多雨による浮皮の発生（左）

農業をめぐる情勢の変化への対応に向けた新品種の育成・普及の推進

- 農業者の減少や気候変動など、農業を取り巻く全国的な喫緊の課題の解決に向け、多収性や高温耐性等の**重要な形質を有し、広域での課題解決に資する新品種**の育成・普及を加速する必要。
- 現時点では、**新品種の育成には最低でも10年程度**（果樹では約30年）、更に、**農業者に種苗が供給されるまで3年以上**の期間が必要。**品種育成から農業者への普及に必要な種苗生産までを一貫して、体制強化が必要。**

農業を取り巻く課題解決に資する品種

水稻「にじのきらめき」

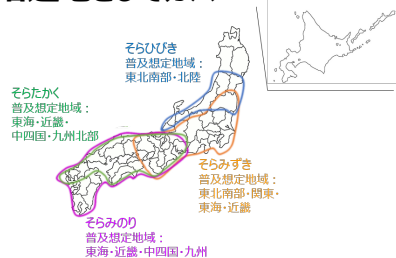
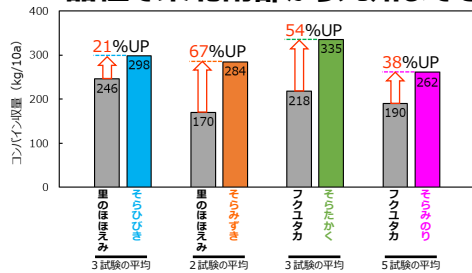
- ・ 高温耐性と耐倒伏性に優れ、既存の普及品種より15～30%多収
- ・ 東北南部、関東以西の広範囲で普及



にじのきらめき コシヒカリ

大豆「そらシリーズ」

- ・ 既存品種より21～67%多収
- ・ 4品種で東北南部から九州までを栽培適地としてカバー



りんご「紅つるぎ」

- ・ 壁状の樹形に仕立てやすく、作業動線が単純化。スマート農機による機械作業が容易となる。
- ・ 全国のりんご産地で普及予定



広範囲で活用できる品種の普及により
迅速に農業を取り巻く課題へ対応

新品種の育成から種苗供給までの流れ

品種育成

(要する期間)
10年以上

有望系統の選抜 (約6年～)

大量の交配組合せ後、数世代かけて固定・増殖した数千個以上の母集団から、目的とする形質を備えた数百系統まで選抜。

生産力評価 (約4年～)

研究ほ場等で実規模栽培し、評価・選抜を繰り返し行い、育種目標を達成した1系統を選抜。

多段階増殖 (約3年～)

1つの種苗から1作で採種できる量に限りがある※ことから、複数年をかけて、種苗を増殖。

※種苗生産における増殖率

水稻 : 約100倍/年
小麦 : 約50倍/年
ばれいしょ : 約10倍/年

種苗生産

(要する期間)
3年～

農業者

一般種子を購入し、
食用農産物を生産

品種育成から種苗生産までを一貫した対応により、
新品種の普及を加速化

新品種の育成・普及の加速化をめぐる動き（政府決定）

食料・農業・農村基本法 （令和6年6月改正）

（先端的な技術等を活用した生産性の向上）

第三十条 国は、農業の生産性の向上に資するため、情報通信技術その他の先端的な技術を活用した生産、加工又は流通の方式の導入の促進、**省力化又は多収化等に資する新品種の育成及び導入の促進**その他必要な施策を講ずるものとする。

食料・農業・農村基本計画 （令和7年4月11日閣議決定）

2 食料自給力の確保

（4）生産性向上に向けた取組

品種や基盤技術の開発等に向けた総合的な方針の下、農研機構はもとより、都道府県試験場、大学、民間の研究機関等が一体となって、多収性、スマート農業技術適性、高温耐性、病害虫抵抗性のほか、環境負荷低減への対応や輸出促進等の社会課題の解決に資する革新的新品種の開発を推進する。その際、開発段階から**産学官連携を強化し、政策ニーズに対応しつつ実需者や生産者のニーズに応じた優良品種の開発と普及を迅速化**する。また、品種開発の迅速化・効率化に向けた基盤技術として、AI やゲノム情報等のビッグデータ等を活用した育種技術の開発を進める。

気候変動等対応品種法の概要

- 本法では「**重要品種**」を、次の1から3までを満たすものとして規定。
 - 1 省力化又は多収化に資する形質、高温等による植物の生育への影響を緩和する形質その他の農業をめぐる情勢の変化に対応する形質に係る特性を保持しているものであること。
 - 2 当該品種の種苗が、広域に普及することが可能なものであること。
 - 3 種苗法に規定する品種登録を受けたものであること。
- 国は、主要な現行品種や農業をめぐる情勢の変化を踏まえた「**育成・普及すべき重要品種の考え方**」を示す。

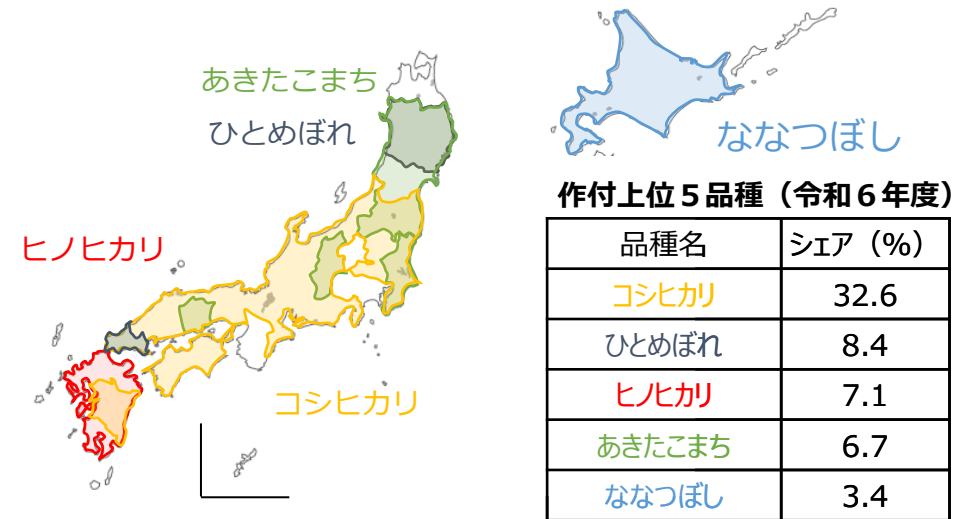
育成・普及すべき重要品種の考え方

- ① 主要品目ごとに、現行で**大宗を占める主要な品種と問題点を分析し、**
- ② 農業をめぐる情勢の変化を踏まえ、**多収化や高温耐性等、優先的に育成を進めるべき形質を明らかに**するとともに、新たに育成する重要品種への置き換えを念頭に、

「**育成・普及すべき重要品種の考え方**」として示す

➡ **品種育成機関が共通の育成目標を掲げることになり、産官学の連携による効率的な品種育成体制の構築を推進**

<例：水稻の主な品種の普及状況>



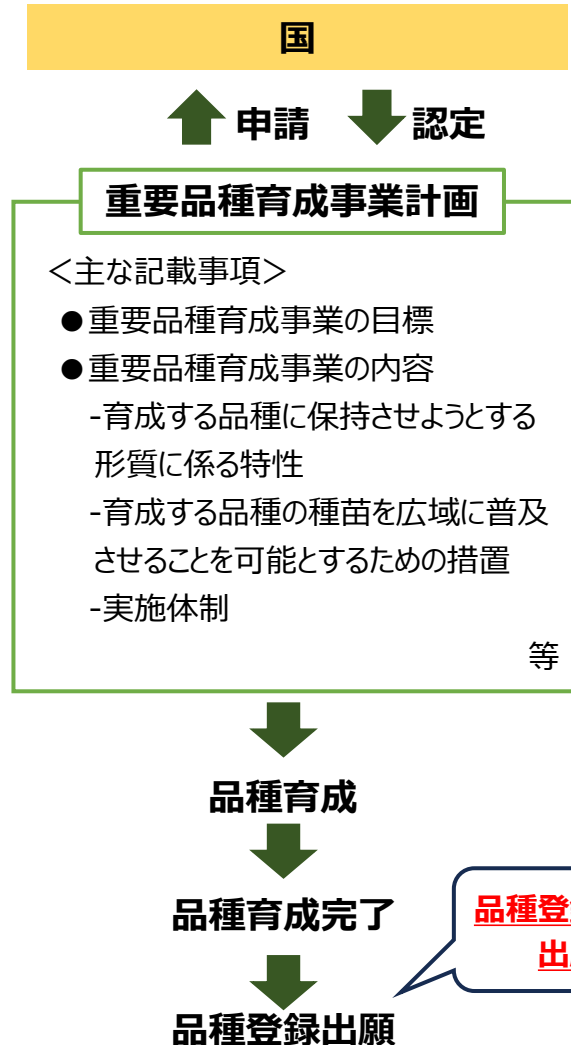
出典：（公社）米穀安定供給確保支援機構

現在普及している多くの品種で、**多収性・高温耐性に課題。**

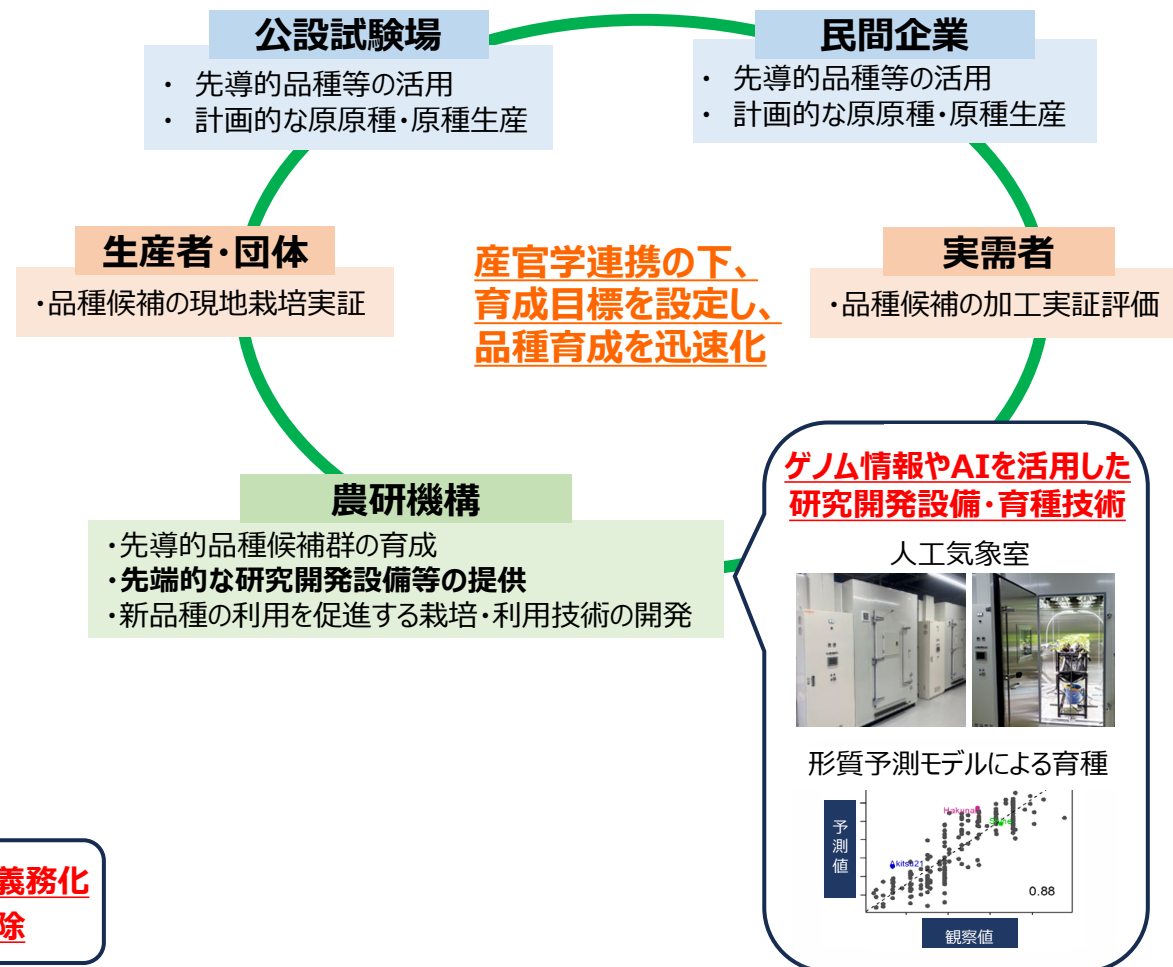
➡ **多収性や高温耐性等の形質に係る特性を保持する重要品種の育成およびその種苗の普及を図ることを通じて、農業の生産性向上および農業経営の安定を図る。**

- 都道府県、民間企業、農研機構等が各々の強みと役割を活かし、**産官学が連携した品種育成体制を構築するとともに、ゲノム情報やAIを活用することで、品種育成の効率化と加速化を実現。**

重要品種育成事業の概要

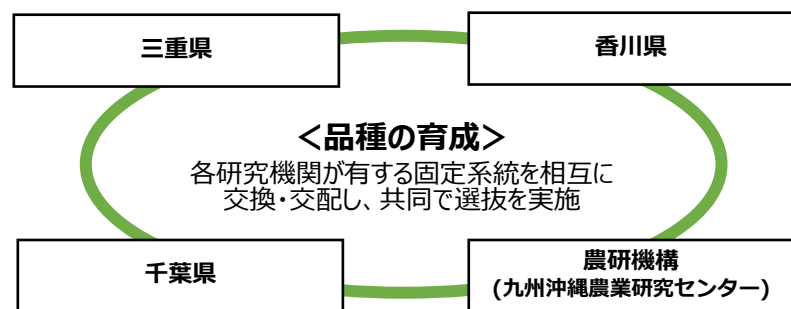


産官学の連携による重要品種の育成（イメージ）



(参考) 産官学の連携による品種育成の事例 (種子繁殖型イチゴ品種「よつぼし」)

■ 研究実施体制



■ イチゴ品種「よつぼし」

【2014年出願、2017年品種登録】

- ・ 国内で初めて実用化された種子繁殖型※イチゴ。
※増殖効率が高く、親株からの病害虫感染がほとんどないため、優良苗の大量生産が可能
- ・ 早生性があり、促成栽培に適する。果実品質に優れ、良食味。



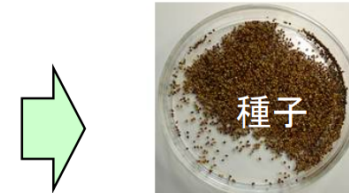
■ 連携概要等

- ・ 従来のイチゴは親株から増殖される（栄養繁殖性）が、増殖率が低く、親株から病害虫感染することが問題となっていたことから、種子繁殖型イチゴを開発することを目指し、三重県、香川県、千葉県、農研機構が共同で研究を開始（2009年）。
- ・ 各研究機関が有する系統を花粉親として相互に交換し、各機関が保有する系統に交配して有望系統を作出。各機関のほ場で比較試験を実施し、共同で選抜。
- ・ 出願前から、育成4機関に加え、山口県、道総研等を含めた7機関で栽培技術の開発に着手するとともに、種苗会社等と連携して種苗供給技術等の開発を進め、品種の円滑な普及体制を構築。

これまで4年4段階かかっている**種苗供給が1年で可能に**

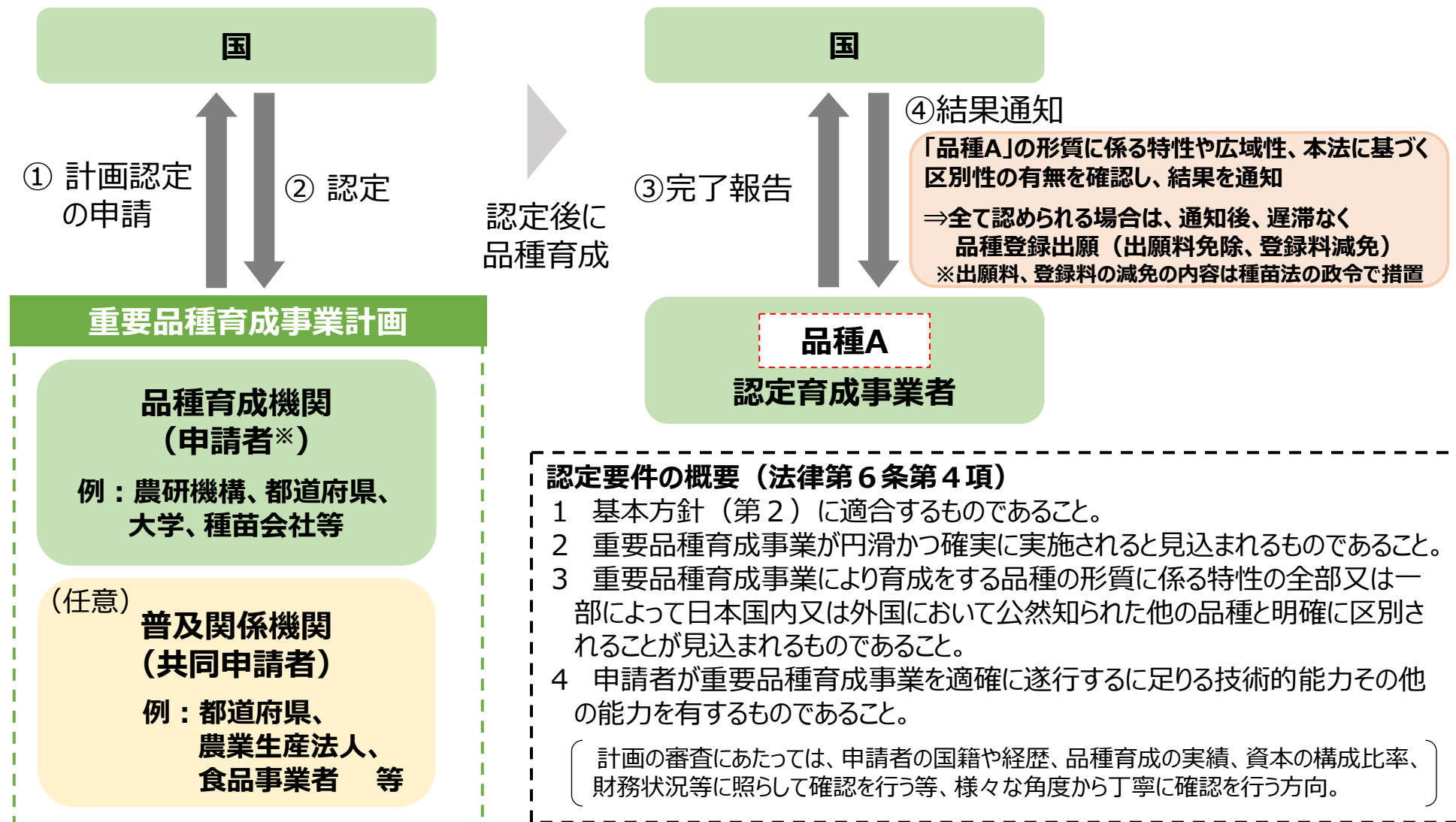
	1年目	2年目	3年目	4年目
栄養繁殖型品種 現在の種苗供給	県研究所の原種を 全農県本部へ配付	全農県本部で増殖し JAへ配付	JAで増殖し 農家へ配付	農家の自家増殖で 定植苗を育成
種子繁殖型品種 新しい種苗供給	種苗会社で種苗を 生産し農家へ			

「よつぼし」は母系親**1株から4千粒の種子生産が可能**



病害虫フリーの苗が容易に得られる

〔計画認定と育成品種の報告のスキーム〕



※申請者が使用者等に該当する場合の事項＜基本方針第 2 の 2 (6)＞

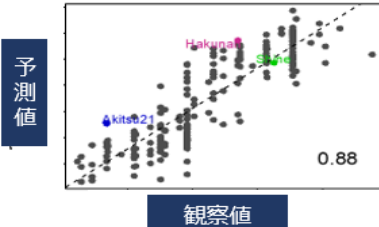
- 育成をする品種が職務育成品種に該当する場合は、使用者等が品種登録出願することを定めている契約、勤務規則その他の定めを示すこと。

- 重要品種育成事業計画の認定を受けた者が認定重要品種育成事業を実施するに当たり、農研機構が保有する設備等の供用や専門家の派遣を受け、品種育成に取り組むことが可能。

供用可能設備等のイメージ ※今後、農研機構と調整の上で決定

交配・選抜

スマート育種支援システム



・ゲノム等の育種ビッグデータやAI等を活用した形質予測により交配・選抜を支援する育種支援ツール
【実用化次第、順次利用を開始】

ロボティクス人工気象室



・様々な環境条件を再現・実現するとともに、作物形質を連続的に計測する機能を有し、高温耐性の検定等が可能な人工気象室

品質評価

成分分析機器類



・小麦、大麦、大豆等の穀類の成分分析、加工適性等の品質評価を行うための機器

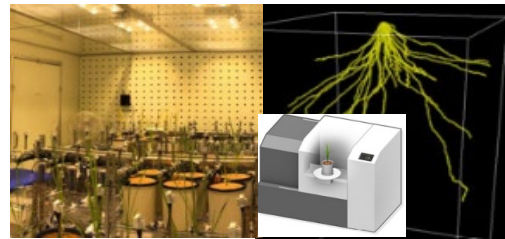
品種登録
出願

DNAマーカー選抜機器



・DNAマーカー選抜に使用する機器

Rootオミクス実験室



・ポット毎の土壌環境（地温、土壌水分、栄養）の制御機能を有する栽培室
・X線CTを用いた地下部の非破壊計測室

専門家派遣

+



・設備の利用等のサポート 等

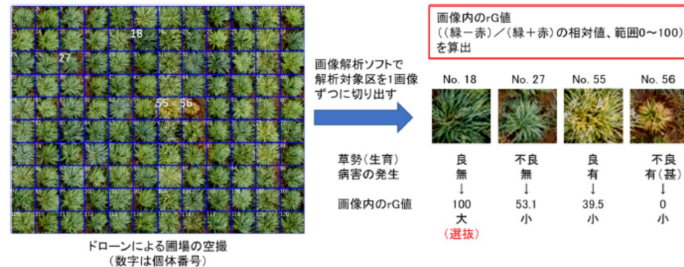
無人航空機の飛行許可・承認手続きのワンストップ化（航空法の特例）【育成事業計画の特例②】

- 無人航空機（農業用ドローン等）を使用し、特定飛行を行う際には、**航空法上の許可又は承認を得る必要**。
- **重要品種育成事業計画の認定を受けた者が認定事業の一環として、無人航空機による農薬散布や作物の生育状況のセンシング等を行う場合、一部の特定飛行※について航空法の許可又は承認があったものとみなす。**

品種育成におけるドローンの活用イメージ

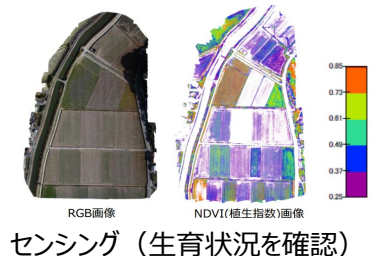
○空撮画像解析による選抜

- ・ 品種育成では、数千～数万の多数の個体から優良個体を選抜するに当たり、個別に生育量や形態の違いを調べる必要。
- ・ ドローンによる空撮画像により、短時間で生育量等を調べることが可能となり、選抜が効率化。

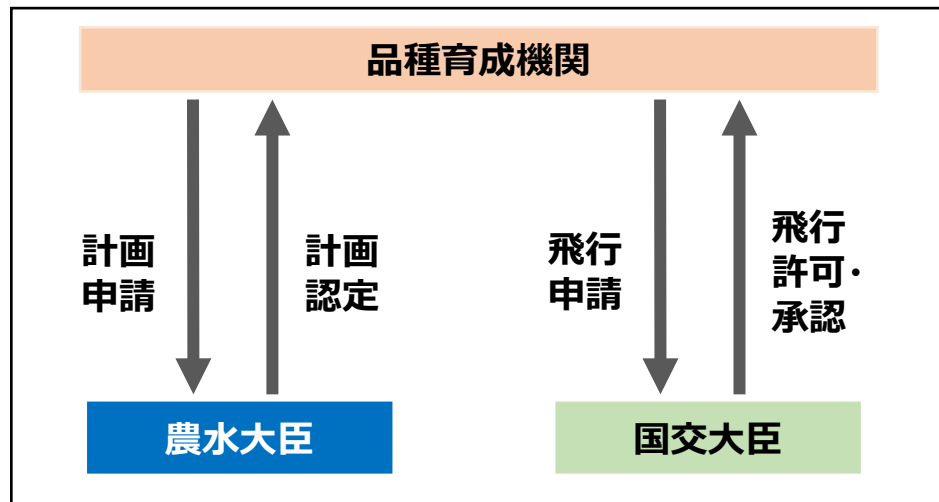


○栽培管理（播種・センシング・農薬散布等）

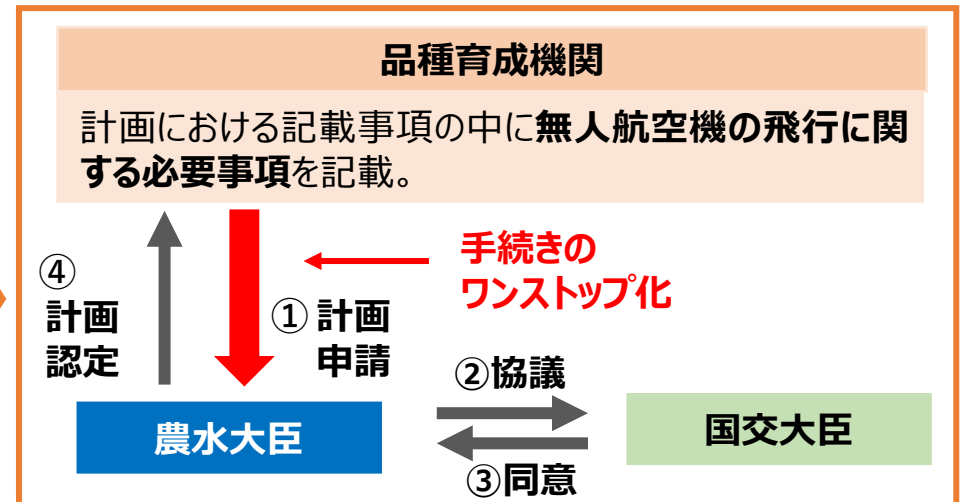
- ・ 品種の効率的な栽培体系の確立に向けた栽培実証を行うに当たり、栽培管理に活用。



許可・承認手順（現行）



重要品種育成事業計画による手続きの一元化

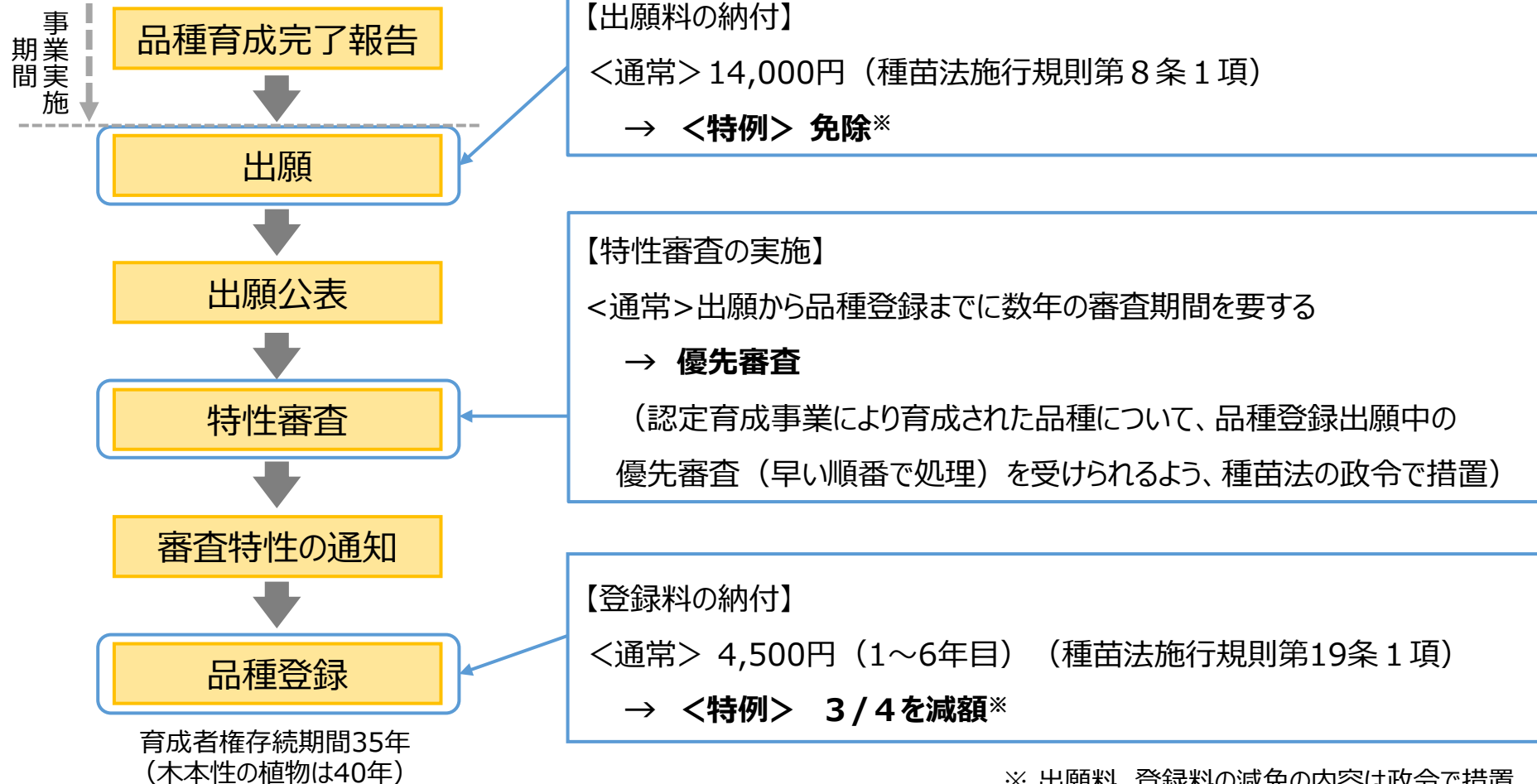


※ワンストップ化の対象となる特定飛行

- ・ 許可が必要な飛行の空域：人口集中地区の上空
- ・ 承認が必要な飛行の方法：夜間飛行、目視外飛行、30m未満の飛行、危険物輸送、物件投下

- 認定育成事業により育成された品種について、品種登録を行う場合の**出願料・登録料（1～6年目）を減免**。（種苗法の特例）
- また、認定育成事業により育成された品種について、**品種登録出願中の優先審査**（早い順番で処理）を受けられる。（種苗法上の措置）

【品種登録手続のスキーム】



都道府県基本計画・重要品種種苗生産事業活動計画と取組のイメージ

【法第12条、第16条関係】

- 都道府県が、地域の状況に応じて、**重要品種の種苗生産区域**や**広域への種苗の普及の方針**等を盛り込んだ都道府県基本計画を策定。
- 種苗生産者が、基本計画に基づき、効率的な種苗生産に向け、**農地の集団化、ゾーニング等、地域内での栽培管理方法の調整**に取り組むことで、**迅速な重要品種の普及、持続的な種苗生産環境を実現**。

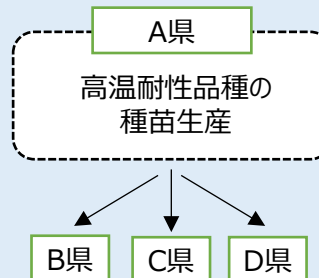
都道府県基本計画

<主な記載事項>

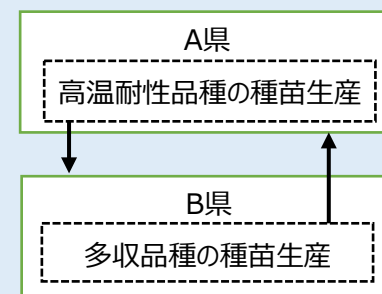
- 重要品種の種苗生産の促進に向けた方針
- 重要品種の種苗生産区域、区域で生産の振興を図る重要品種の名称
- 重要品種種苗生産事業活動により生産された種苗の広域の普及に関する事項

<基本計画：種苗の広域の普及に向けた取組のイメージ>

複数県への種苗供給



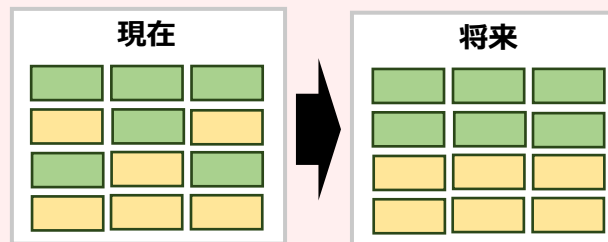
県間連携による種苗供給



<生産事業活動計画：種苗生産の効率化に向けた取組のイメージ>

農地の集団化

■ : 種子生産ほ場 ■ : 一般生産ほ場



効率的な栽培管理の方法

種苗生産者・周囲の一般生産者

- ・適切な病害虫防除
- ・病害が発生した場合の罹患株の抜き取り
- ・交雑防止のための緩衝地帯の設置

**種苗生産の集団化を
地域計画に位置付け推進**

**栽培管理協定を締結し、
市町村の認可を受けることで
その効力が農地の継承者に継続**

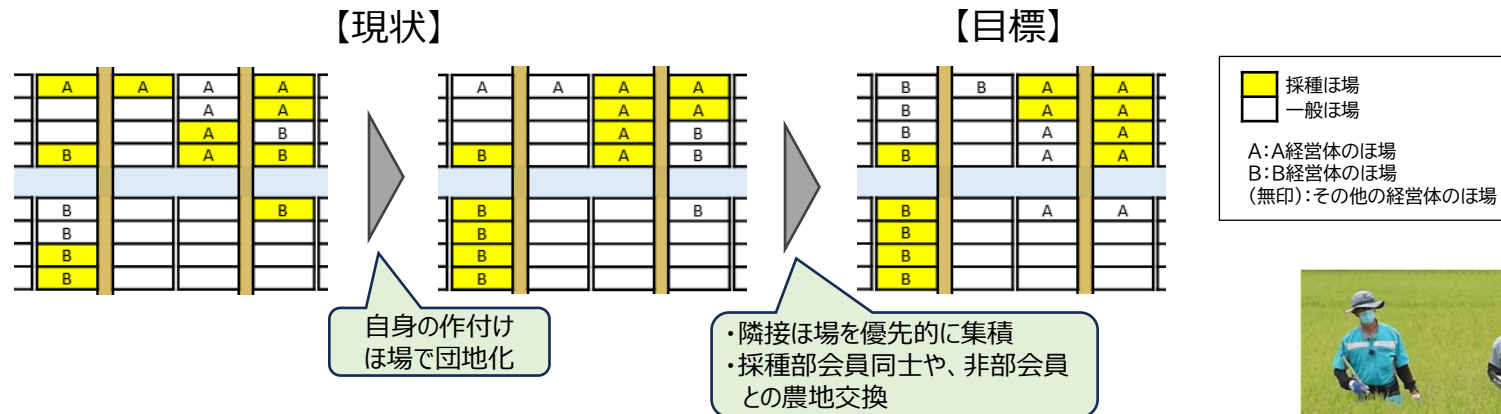
（参考）種苗生産の効率化に向けた取組事例（水稻：JAやさと（茨城県石岡市））

- JAやさと（茨城県石岡市）では、県内の水稻・麦類種子生産の約3割を占める一方、近年は種子生産者が減少する傾向。種子産地の維持・発展に向けて、目指す将来像のビジョンを策定し、ほ場の団地化や農作業・農業機械の共同化などに取り組む。

JAやさと採種部会の取組

①採種ほ場の団地化の推進

- 種子生産の効率化や、品質の向上のため、自作農地内の作付けほ場で団地化を推進
- 将来的には、農地交換により採種ほ場全体の団地化を構想



②農作業・農業機械の共同化

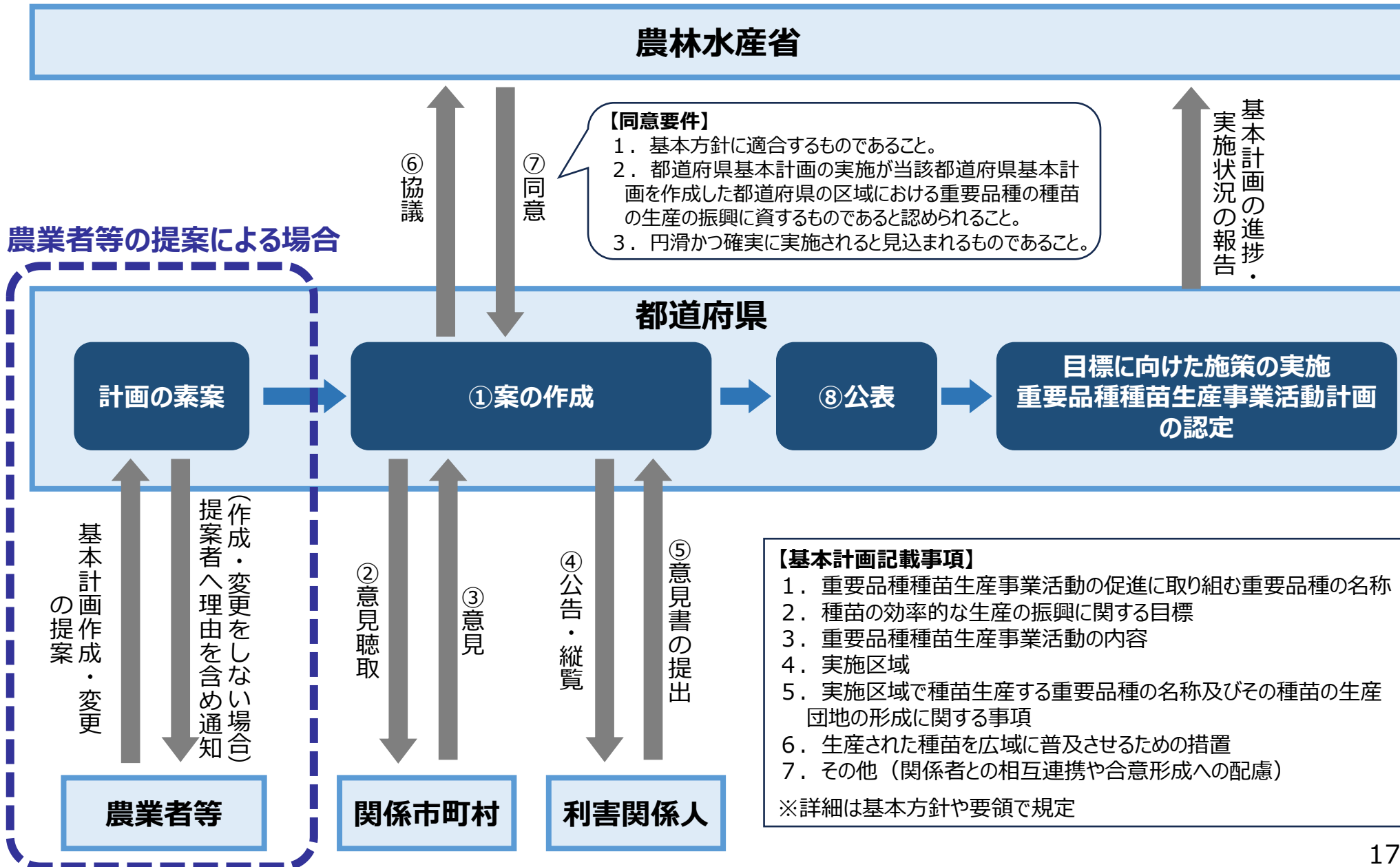
- 田植えや防除等の一部作業の共同実施や大型機械の共同購入・利用など、種子生産者同士の協力体制の構築を目指す

③集落営農組織化、法人化の推進

- 集落営農組織化による、大型農業機械の保有の合理化、若手（機械作業）と高齢者（水管理等）の分業、集落の農地の団地化を目指す
- 大規模経営体では法人化の推進を検討



種苗生産における共同作業



認定スキーム

都道府県

基本計画

申請 ↑ ↓ 認定

種苗生産者

(農業者、農業団体、
民間企業等)

【認定要件】(基本方針で規定)

- ① 都道府県基本計画の中で、都道府県が定める実施区域において種苗の効率的な生産の振興を図る重要品種として定められた品種を生産するものであること。
また、都道府県基本計画の内容と合致するとともに、都道府県基本計画に定める目標の達成に資するものであること。
- ② 事業が確実に継続して行われるものであること。
- ③ 重要品種の種苗の生産に当たって品種の流出防止に関する取組が確実に図られていること。

【概要】(条文で規定)

都道府県基本計画の実施区域内で重要品種種苗生産事業活動を行おうとする者が、重要品種種苗生産事業活動計画を作成し、当該実施区域を管轄する都道府県知事の認定を申請することができる。

【記載事項】(項目は条文で規定 詳細は基本方針や要領で規定)

- ① 種苗の効率的な生産に関する目標
- ② 活動の内容及び実施期間
- ③ 実施体制
- ④ 特例措置の活用に係る内容
- ⑤ 農地の集団化等、ゾーニングに向けた取組内容
- ⑥ 知的財産の保護に関する取組

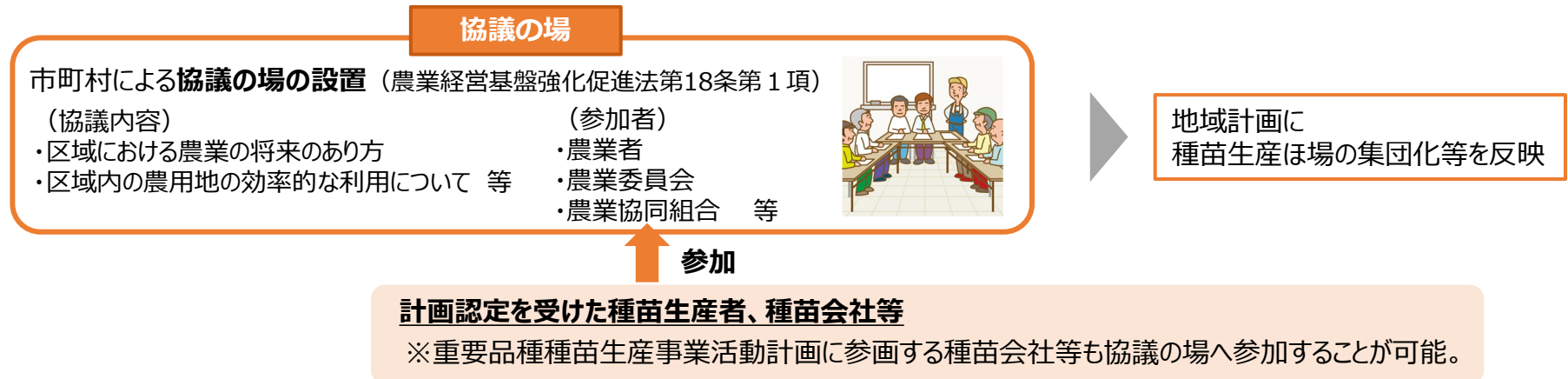
(下線部は条文や基本方針に照らして必須。その他は任意。)

【特例措置】

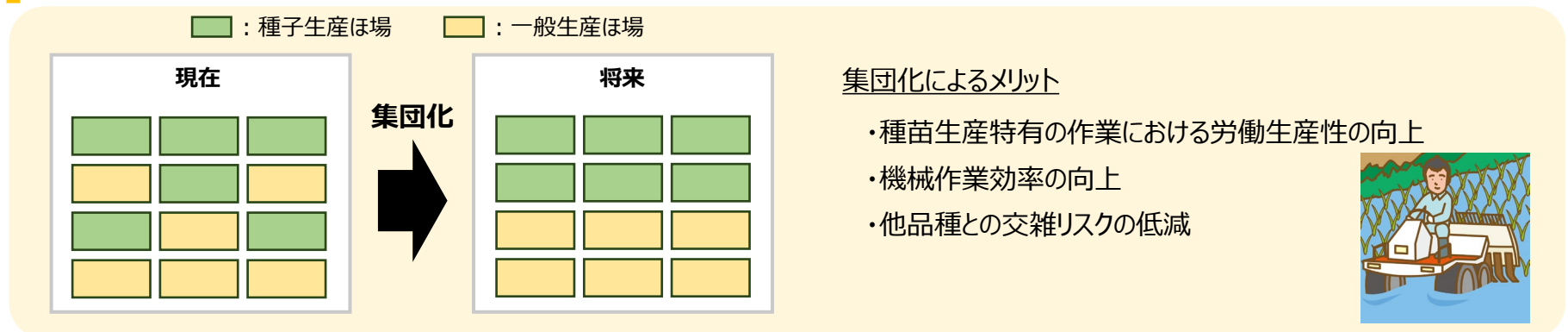
- ① 地域計画の変更等に係る協議の場合への参加を担保する措置を規定
- ② 農業用施設の設置のために行う農地転用の許可申請手続きのワンストップ化
- ③ 栽培管理協定の締結に係る特例(承継効)
- ④ (協定を締結している場合) 農振農用地区域への編入手続きの簡素化

- **種苗生産ほ場の集団化等**について、地域で検討し、その内容を**地域計画に反映**することで、効率的な種苗生産体制の構築に寄与。
- 実施関係市町村が、地域計画の協議の場を設ける場合には、重要品種種苗生産事業活動計画の認定を受けた種苗生産者等は、**当該協議の場へ参加の申出をすることができる**。
- 申し出を受けた市町村は、**正当な理由がある場合を除き、当該申出に応じなければならない**。

地域計画の協議の場への参加のイメージ



農地の集団化のイメージ



- 種苗生産時の品種の交雑防止等に向け、計画の認定を受けた種苗生産者やその他の農業者の間で、病虫害防除等への協力や栽培品種の選定等に関する協定を作成して市町村の認可を受けることで、農地の継承者にも協定の効力が継続する。（協定の承継効）
- 協定の認可後、農振農用地区域外農地（白地）を、農振農用地区域内農地（青地）に編入要請した場合は、農振法上の公告・縦覧に係る手続きを簡素化。（農振法の特例）

栽培管理協定のイメージ

<協定に定める事項>

- 協定の対象となる農用地の区域（協定区域）
- 栽培の管理に関する事項
- 協定の有効期間（～5年）
- 協定に違反した場合の措置

栽培の管理に関する事項のイメージ

- 適切な病虫害防除の実施
- 病害が発生した場合の措置（病害に罹患した株の抜き取り）
- 交雑防止のための協力 等

種苗の品質確保に向けた調整・協力の取組イメージ

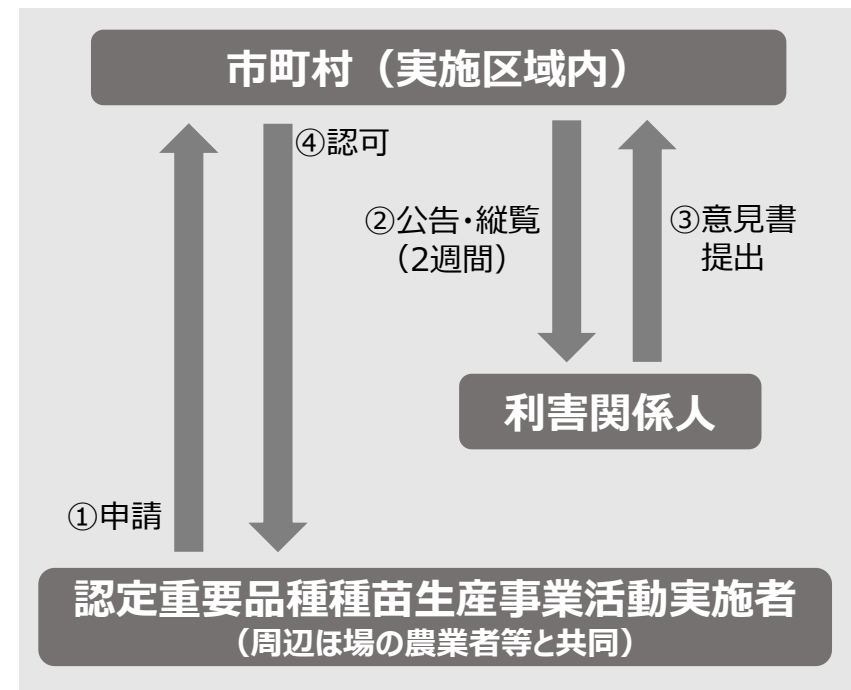


種苗生産における共同作業



真夏の異茎株の抜き取り作業の様子

栽培管理協定の認定スキーム



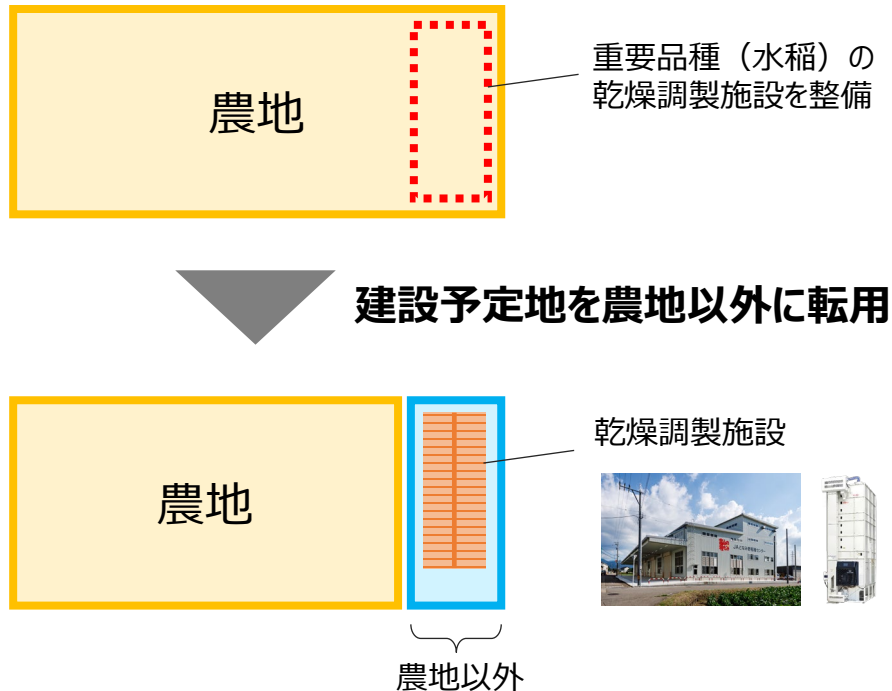
※ 認可を受けた協定に係る協定区域内農用地の所有者が、市町村に対し、当該農用地の区域を農用地区域として定めるべきことを要請した場合は、農振法の手続きの一部を省略できる。

農地転用許可手続きのワンストップ化（農地法の特例）

【種苗生産事業計画の特例③】

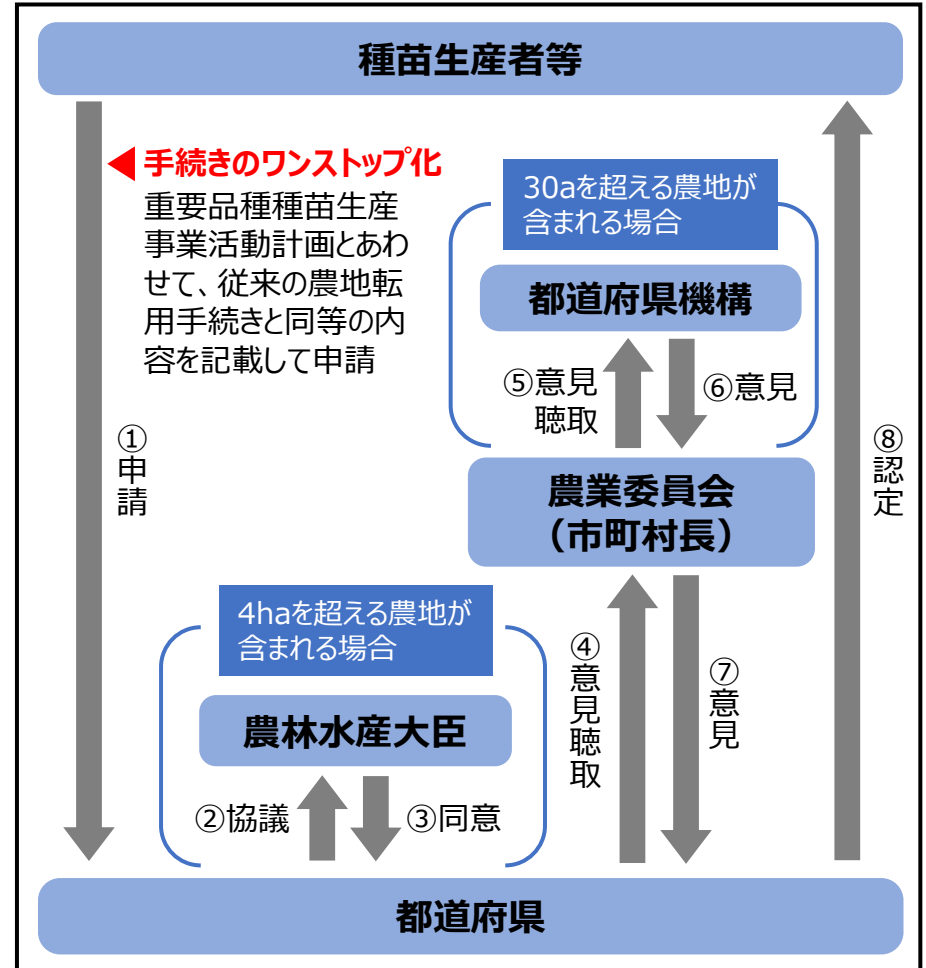
- 計画認定を受けた種苗生産者や種苗生産を委託する者が、認定重要品種種苗生産事業活動計画に基づき、**農地を農地以外に転用する場合、農地法に基づく許可があったものとみなす。**

＜例＞ 認定重要品種種苗生産事業活動計画に基づき、
農地内に種子乾燥調製施設を整備する場合



重要品種種苗生産事業活動計画の認定と併せて
農地法に基づく農地転用の許可も取得

法律に基づく農地転用許可手続きのスキーム



※ 指定市町村区域内の農地が含まれる場合は、都道府県は指定市町村へ協議を行い、指定市町村から農林水産大臣への協議及び農業委員会への意見聴取を行う。

今後のスケジュール

- 重要品種の育成やその種苗の生産の振興に向けた取組を早急に実行するため、**令和8年12月1日の法律の施行**を予定。
- 計画制度の運用に必要な基本方針について、現場への説明会を通じて、農業者や関係団体、事業者、地方公共団体など幅広い関係者の意見を伺いながら、その内容の検討を進める。

令和8年7月

① 法律の公布（7月24日）

- ・基本方針の審議会への諮問
- ・基本方針パブコメ
- ・審議会の答申

・ブロック別説明会（9月～）

12月～

②法律の施行（12月1日）（予定）

③国の基本方針公表

施行令・施行規則・事務取扱要領・申請書様式等も併せて公表

重要品種育成事業計画
認定受付開始

都道府県基本計画
同意協議受付開始

（都道府県基本計画策定後）

（都道府県）
重要品種種苗生産事業活動計画
認定受付開始

「重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律案に対する附帯決議」

近年、温暖化等の気候変動、農業者の減少など我が国の農業をめぐる情勢が大きく変化し、農業生産活動への悪影響が顕在化する中、農業の持続的な発展と国民に対する食料の安定供給を確保するため、高温や病害虫に強く、単収が多い等の特徴を有する重要品種を育成し、広く普及を図ることが喫緊の課題となっている。このため、産官学連携の下、知的財産の保護にも留意しつつ、重要品種の育成・普及に継続的かつ安定的に取り組むことが求められる。

よって、政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

一 重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に係る国の基本方針の策定に当たっては、関係者間の連携・協力を前提に、重要品種の育成者、その種苗の生産者、その種苗を利用する農業者等の関係者の意見を丁寧に聴取し反映させること。

二 基本方針においては、重要品種として育成を進めるべき多収化や高温耐性等の形質を明らかにすることはもとより、産官学連携の在り方、地域の実情を踏まえた対応、多様な品種の確保の方向性等についても示すよう努めること。また、重要品種の名称等の国が有する重要品種に係る情報については、都道府県の関係者をはじめ、幅広く周知すること。

三 育成した重要品種の知的財産の保護が図られるよう、我が国における品種登録出願の義務化、出願料等の減免とともに、海外での品種登録の取組について、必要な支援を行うこと。

四 重要品種育成事業計画の認定に当たっては、我が国の食料安全保障及び経済安全保障の確保の観点から、申請者及び事業の実施内容について様々な角度から丁寧に確認を行う等、厳格な審査に努めること。

五 都道府県基本計画の作成等に当たっては、地域の合意形成に配慮して行われるよう国としても必要な助言等を行うとともに、これらの事務を担う都道府県の過度な負担とならないよう、地域の実情に応じた適切な配慮を行うこと。

六 農業経営基盤強化促進法の特例により認定重要品種種苗生産事業活動実施者が地域計画の協議の場へ参加するに当たっては、当該種苗生産者も地域農業を担う主体であることを十分に踏まえ、協議の場を通じた地域農業者等との交流・連携が確実に進展するよう、環境整備を図ること。また、本特例による取組も含め、地域計画の見直し等の取組が全国的に着実に進められるよう、必要な支援を集中的に行うこと。

本法に対する附帯決議（（衆・参）農林水産委員会）②

七 重要品種の育成及びその種苗の生産がより効果的に行われるよう、人材の育成・確保等の幅広い支援を図ること。

八 産官学による重要品種の育成・普及の取組を支援するための十分な予算を確保すること。特に、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）による施設の供用や専門家の派遣等は、重要品種育成事業の推進への多大なる寄与が期待されることから、農研機構の施設や人員を充実させること。また、農研機構が保有するDNAデータ、栽培試験データその他の育種基盤情報等は、我が国の貴重な知的財産であることに鑑み、その提供・利用に当たっては、知的財産や技術の国外への流出を防ぐ措置を講ずること。

※
九 米、小麦、大豆等の主要農作物の供給に関する国、都道府県の役割の重要性に鑑み、農研機構や都道府県の農業試験場等における新品種開発への取組状況を把握し、多角的に分析を行うこと。

※
十 前項の把握、分析を踏まえ、高温耐性品種の開発をはじめ、農研機構や各都道府県における現下の課題に対応した取組を後押しすること。そのため必要となる対応に十分な予算を確保するとともに、地方財政措置についても十分な措置を行うよう努めること。その際、研究開発を行う人材の重要性を強調するとともに、研究開発に係る技術等が的確に承継されるよう努めること。

※
十一 農研機構や各都道府県の農業試験場等の施設、設備の老朽化の状況、更新需要、現下の物価高騰等を踏まえ、研究開発に極力影響を与えないよう、的確な予算措置及び地方財政措置に努めること。

十二 植物新品種の開発は、利用者である農業者の所得向上、地域農業の振興につながるべきものであることに鑑み、公的試験研究機関等における多様な優良品種の育成が持続的に行われるよう必要な支援を講ずること。

右決議する。

※項目九～十一は、参議院農林水産委員会における附帯決議にのみ記載。

参考資料

【気候変動等対応品種法関連の令和9年度予算概算要求の概要】

○ 重要品種育成・種苗生産総合対策

<対策のポイント>

気候変動等対応品種法に係る重要品種育成事業や重要品種種苗生産事業活動を行う農業者等に対して、各種支援事業の優遇措置等により集中的かつ効果的に支援を行い、高温耐性・多収等の形質を有する重要品種の迅速な育成やその種苗生産活動を促進し、重要品種の育成・普及を図ります。

<政策目標>

- 高温耐性や多収化などに資する重要品種を35品種育成〔令和12年度まで〕

<事業の全体像>

重要品種育成への支援

本法に基づく重要品種育成事業計画の認定を受けた者が行う**重要品種の育成事業の取組**に対し、予算上の優遇措置等を設定し、集中的に支援します。

- ・生産性の抜本的な向上を加速化する革新的新品種開発 【33億円】
- ・オープンイノベーション研究・実用化推進事業 【34億円の内数】
- ・スタートアップ創出強化対策 【9億円の内数】
- ・フードテック基盤技術確立プロジェクトのうち植物工場 【20億円の内数】

[連携事業]
品種開発に必要な育種素材となる遺伝資源の収集の取組やCGIARと共同した研究開発等を推進します。

- ・植物遺伝資源の収集・保存・提供の促進 【2億円】
- ・グローバルサウスの食料安全保障と農業のゼロエミッション化の両立に貢献する技術開発 【4億円の内数】

重要品種種苗生産への支援

本法に基づく種苗生産計画の認定を受けた農業者等が行う**重要品種の種苗生産活動の取組**に対し、予算上の優遇措置を設定し、集中的に支援します。

- ・種子生産基盤強化総合対策事業 【9億円の内数】
- ・次世代種子増殖技術の実行可能性調査事業 【5億円の内数】
- ・畑作物産地生産体制確立・強化事業 【72億円の内数】
- ・果樹農業生産力増強総合対策 【61億円の内数】
- ・野菜種子安定供給対策事業 【3億円の内数】
- ・ジャパンフラワー強化プロジェクト推進 【8億円の内数】
- ・新基本計画実装・農業構造転換支援事業 【834億円の内数】
- ・強い農業づくり総合支援交付金 【138億円の内数】
- ・スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業 【182億円の内数】
- ・農山漁村振興交付金のうち中山間地農業推進対策 【100億円の内数】
- ・農山漁村振興交付金のうち最適土地利用総合対策 【100億円の内数】

重要品種の育成・普及の基盤強化

重要品種の迅速な育成・種苗生産を推進するため、育種素材の共有・活用、広域普及に向けた産地間連携による栽培実証等の取組、人材育成等を支援し、産官学の総力を結集して重要品種の育成・普及の基盤強化に取り組めます。

- ・重要品種の育成・普及の基盤強化に向けた連携促進事業 【4億円】